二　違反行為の疑いのある行為の内容
三　違反行為の疑いを知るに至つた経緯
四　その他参考となるべき事項
（若年定年等隊員等に対する懲戒その他の処分に係る防衛人事審議会からの意見の聴取等）
第六十五条の十　第六十五条の五の規定は、法第六十五条の七第一項の規定により防衛大臣が若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関して懲戒その他の処分を行おうとする場合における防衛人事審議会の意見の聴取について準用する。この場合において、第六十五条の五の規定中「及びその理由を記載した書面」とあるのは、「並びにその理由及び違反行為の事実その他参考となる事項を記載した書面」と読み替えるものとする。
2　第六十五条の五の規定は、法第六十五条の七第二項の規定により防衛人事審議会からの意見について準用する。
（再就職の約束をした場合の届出）
第六十五条の十一　法第六十五条の十一第一項に規定する防衛省令で定める届出は、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。
2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第四により防衛大臣に届け出るものとする。
3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。
4　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第六により防衛大臣に届け出なければならない。
（管理又は監督の地位にある隊員に該当しない隊員）
第六十五条の十二　令第八十七条の二十四第一項第一号に規定する防衛省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものとする。
一　防衛省の職員の給与等に関する法律別表第一自衛隊教官俸給表の職務の級二級の隊員
二　一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級七級の隊員
三　一般職の職員の給与に関する法律別表第六イ教育職俸給表(一)の職務の級四級の隊員
四　一般職の職員の給与に関する法律別表第七研究職俸給表の職務の級五級の隊員
五　一般職の職員の給与に関する法律別表第八イ医療職俸給表(一)の職務の級三級の隊員
六　一般職の職員の給与に関する法律別表第八ロ医療職俸給表(二)の職務の級七級の隊員
七　一般職の職員の給与に関する法律別表第八ハ医療職俸給表(三)の職務の級六級の隊員
八　防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐又は一等空佐の(三)欄の適用を受ける自衛官
（管理職隊員の事前の再就職の届出）
第六十五条の十三　法第六十五条の十一第一項の規定による届出（次項及び第三項に係るものに限る。）及び法第六十五条の十一第三項の規定による届出は、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。
2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員（管理職隊員（法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員をいう。以下同じ。）であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第六号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第三項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。
3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員（管理職隊員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。
4　法第六十五条の十一第三項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第七により届け出るものとする。
5　法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第五号から第八号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。
6　法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、別記様式第九により防衛大臣に届け出なければならない。
（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）
第六十五条の十四　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。
（防衛大臣への事後の再就職の届出の手続）
第六十五条の十五　法第六十五条の十一第四項の規定による届出をしようとする管理職隊員は、速やかに、在職していた在職機関を経由して行うものとする。
2　法第六十五条の十一第四項に規定する届出の様式は、別記様式第十とする。
（防衛大臣による公表）
第六十五条の十六　法第六十五条の十二の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。
2　前項の規定により公表を行う場合における法第六十五条の十二第二号及び第三号の額は、管理職隊員の離職した日の翌日の属する年度から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。
（防衛大臣による就職の援助の実施結果の公表）
第六十五条の十七　法第六十五条の十三に規定する就職の援助の実施結果は、前年度において当該就職の援助を実施した次の各号に掲げる若年定年等隊員の区分に応じ、当該各号に定める事項とし、同条に規定する公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後六月以内に行うものとする。
一　法第六十五条の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級であつた者にあつては、次のイからトまでに掲げる事項とする。
イ　届出に係る氏名
ロ　離職時の年齢
ハ　離職時の職及び階級
ニ　離職日
ホ　再就職日
ヘ　再就職先の名称
ト　再就職先における地位
二　法第六十五条の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉以下の階級であつた者にあつては、次のイ及びロに掲げる事項とする。
イ　離職時に在職していた在職機関
ロ　再就職先の名称
三　法第六十五条の二第二項第一号ロに掲げる若年定年等隊員にあつては、就職の援助を実施した人数とする。
別表第三十一の次に別記様式として次の十様式を加える。